

# 補正申請の概要

## 1. 補正申請者

東日本電信電話株式会社

代表取締役社長 澁谷 直樹

西日本電信電話株式会社

代表取締役社長 北村 亮太

(以下「東日本電信電話株式会社」及び「西日本電信電話株式会社」を「NTT東西」という。)

## 2. 補正申請年月日

令和7年2月4日(火)

## 3. 概要

### ○中間配線盤に係る接続料金の適用開始時期の記載漏れについて

現行の中間配線盤に係る接続料(接続約款料金表第5表第2)については、令和3年4月から令和6年12月までを適用期間としており、令和7年度の接続料の改定に際して、令和7年1月から令和8年3月までを算定期間とした接続料の申請が予定されていた。

しかしながら、令和7年1月17日付けでNTT東西より申請のあった接続約款変更認可申請書において、上記内容に係る記載漏れがあったことが発覚した。

そのため、本件補正申請は、下記変更案の通り、接続約款変更認可申請書の一部を修正し、中間配線盤に係る接続料について、令和7年1月から令和8年3月までを算定期間として適用する旨を追記するものである。

### ○変更案(NTT東日本の場合)

旧	新
(実施時期) この改正規定は、認可を受けた後、令和7年4月1日から実施し、この改正規定のうち、本附則第4項については、令和6年12月31日に、料金表第1表第1(網使用料)2(料金額)2-2第9欄ア(ア)欄、イ欄及び第10欄(ア(ア)欄及びイ(ア)欄に規定するものを除きます。)、2-4第4欄ア欄、2-11第24欄、2-13第2欄(ア欄及びイ欄に規定するものを除きます。)及び第4欄(ウ欄に規定するものを除きます。)並びに本附則第5項については、令和7年1月1日に、それぞれ遡及して適用することとします。	(実施時期) この改正規定は、認可を受けた後、令和7年4月1日から実施し、この改正規定のうち、本附則第4項については、令和6年12月31日に、料金表第1表第1(網使用料)2(料金額)2-2第9欄ア(ア)欄、イ欄及び第10欄(ア(ア)欄及びイ(ア)欄に規定するものを除きます。)、2-4第4欄ア欄、2-11第23欄(注)、2-13第2欄(ア欄及びイ欄に規定するものを除きます。)及び第4欄(ウ欄に規定するものを除きます。)、 <b>第5表(その他指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な設備に係る料金額)第2(中間配線盤に係るもの)に規定する料金額</b> 並びに本附則第5項については、令和7年1月1日に、それぞれ遡及して適用することとします。

(注) NTT西日本においては、「2-11第24欄」